

ひたちなか市農地利用最適化推進委員募集要項

1 募集人数

18人以内

2 任期

農業委員会が委嘱した日から令和11年8月4日まで

3 身分

ひたちなか市の特別職の非常勤職員

(地方公務員法第3条第3項第2号及び農業委員会等に関する法律第18条第1項にもとづく)

4 職務内容

- (1) 担当区域において、農業委員会委員と協力して、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、農業への新規参入の促進に関する現場活動を日常的に行います。
- (2) 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」や農地等の利用の最適化の推進に関する施策改善について意見を提出します。
- (3) 農地法や他の法令に基づく、農地の権利に係る許可等に関し、必要に応じて、総会等に出席し、意見を述べます。
- (4) 地域計画の見直しに向けた地域の話し合いへの参加や目標地図の見直しに携わるとともに、情報提供その他話し合いの円滑な実施のために必要な活動を行います。
- (5) 農業一般に関する調査及び情報提供活動を行います。
- (6) 農業委員会等が開催する会議及び研修会に出席します。

5 担当区域

4 職務内容の(1)に記載の「担当区域」及び担当区域ごとの募集人員は次に記載のとおり。

区域の 名称	地区 番号	区域に含まれる地区	募集 人員
第1区域	1	共栄町 元町 勝田中央 勝田泉町 表町 春日町 石川町 青葉町 大成町 大字中根 長堀町1丁目 長堀町2丁目 長堀町3丁目 松戸町1丁目 松戸 町2丁目 松戸町3丁目 笹野町1丁目 笹野町2 丁目 笹野町3丁目 後野1丁目 後野2丁目 小 砂町1丁目 上野2丁目 大字東石川 はしかべ1 丁目 はしかべ2丁目 東大島1丁目 東大島2丁 目 東大島3丁目 東大島4丁目 西大島1丁目 西大島2丁目 西大島3丁目 東石川1丁目 東石 川2丁目 東石川3丁目 堂端1丁目 堂端2丁目 外野1丁目 外野2丁目 西光地1丁目 西光地2 丁目 西光地3丁目	1人
	2	大字勝倉 大平1丁目 大平2丁目 大平3丁目 大平4丁目	1人
	3	大字武田 勝田本町 大字金上 大字市毛 大字堀 口 勝田中原町	1人
	4	大字三反田	1人
	5	大字枝川	1人
	6	大字津田 津田東1丁目 津田東2丁目 津田東3 丁目 津田東4丁目 大字後台	1人
第2区域	1	大字馬渡 新光町 大字前浜	1人
	2	大字長砂	1人
	3	大字足崎	1人
	4	大字田彦 大字稻田 稲田二丁目	1人
	5	大字高場 大字高野 小貫山一丁目 小貫山二丁目 稻田一丁目 高場一丁目 高場二丁目 高場三丁目 高場四丁目 高場五丁目 高場六丁目	1人
	6	大字佐和	1人

第3区域	1	阿字ヶ浦町 磯崎町 平磯町 平磯遠原町 烏ヶ台	1人
	2	部田野 小谷金	2人
	3	柳沢 柳が丘 美田多町	1人
	4	十三奉行 西十三奉行 関戸 峰後 国神前 その他旧那珂湊市の区域内の地区	1人

※ 第2区域の地区番号4から地区番号6の各地区を合わせた地区を1人が担当します。

6 報酬の額

月額 40,000円

※活動実績等により上乗せ給付あり

7 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者となります。ただし、次のいずれかに該当する者は除きます。

- (1) 市内に住所を有しない者
- (2) ひたちなか市的一般職職員
- (3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (4) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

8 推薦及び応募に係る手続き等

規定の様式に必要事項をご記入のうえ、郵送又は持参により、ひたちなか市農業委員会事務局までご提出ください。

なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんのでご了承ください。

(1) 提出書類

個人が推薦する場合	様式第1号
法人又は団体が推薦する場合	様式第2号
応募する場合	様式第3号

※個人が推薦する場合は、市内に住所を有する農業者3人以上の推薦となります。

(2) 推薦及び応募に係る様式の入手方法

農業委員会事務局窓口に備えるほか、ひたちなか市ホームページからもダウンロードできます。

9 受付期間

令和8年2月16日（月）から令和8年3月16日（月）まで（必着）

※持参される場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

※書類の受付期間は延長する場合があります。この場合、受付期間最終日以降にひたちなか市ホームページ等により公表します。

10 推薦及び応募に係る書類の提出先及び問合せ先

〒312-8501 ひたちなか市東石川2丁目10番1号

ひたちなか市農業委員会事務局

電話 029-273-2512

11 選任方法

ひたちなか市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会が、提出された書類をもとに、推薦を受ける者及び応募者の評価を行い、農業委員会へ意見を報告します。（必要に応じて面接を行うことがあります。）農業委員会において、同評価委員会の意見を参考に、農地利用最適化推進委員を選任します。

なお、選任結果は、推薦する者・推薦を受ける者、応募者の全員に文書で通知します。

12 その他

受付期間の中間及び終了後にひたちなか市ホームページ等で、提出のあった推薦及び応募に係る書類をもとに以下の内容を公表します。

(1) 推薦又は応募する区域

(2) 推薦者（個人）の氏名、職業、年令及び性別

- (3) 推薦者（法人又は団体）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数及び構成員たる資格・要件
- (4) 被推薦者又は応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (5) 推薦又は応募の理由
- (6) 推薦者が被推薦者をひたちなか市農業委員に推薦しているか否かの別、又は応募者がひたちなか市農業委員に応募しているか否かの別
- (7) 被推薦者の数
- (8) 応募者の数